

保証人（父母等）各位

専門学校千葉県自動車大学校

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第 19 条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにして下さい。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、父母等の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」に療養経過を記入し、受診証明となる領収書（コピー可）等と合わせ学校へ提出をお願いします。

＜インフルエンザ出席停止期間の基準＞

「発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで出席停止とする。」

父母等記入

専門学校千葉県自動車大学校 学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

_____年 _____番 _____氏名

インフルエンザ（A 型・B 型・未判定）との診断（_____月_____日）を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間の基準 1～3 を全て満たす状態に回復したことを報告します。よって、_____月_____日より登校します。

記

チェック	出席停止期間の基準	
1	発症日（発熱した日）を「0」とし、翌日から数え 5 日を経過している。 ⇒発症日を記入して下さい。 発症日：_____月_____日（ _____日）	
2	解熱後 2 日を経過している。 ⇒朝から平熱に戻った日を 1 日と数えます。	
3	登校しても活動ができる状態に症状が回復している。 ・咳がひどくありませんか。 ・食欲はありますか。 ・1 日中起き上がっていてつらくありませんか。	

受診した医療機関名（ _____ ）

学 校	印
--------	---

上記のとおり相違ありません。

_____年 _____月 _____日 _____父母等氏名 _____印